

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-⑥)

| | | | | | | |
|--------------------------|--|-----------|--------|--------|-------|-------|
| 政策 ^(※1) 名 | 政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築 | | | 分野 | 地方行財政 | |
| 政策の概要 | 分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。 | | | | | |
| 基本目標 【達成すべき目標】 | [最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。 そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。 | | | | | |
| 政策の予算額・ 執行額等 (百万円) | 区 分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| | 予算の状況 | 当初予算(a) | 39 | 34 | 55 | 37 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計(a+b+c) | 39 | 34 | 55 | 0 |
| 執行額 | | 30 | 29 | 44 | | |

| | | | |
|--|---------------|-------------|--|
| 政策に係る内閣 の重要政策(施政方針 演説等のうち主な もの) | 施政方針演説等の名称 | 年月日 | 関係部分(抜粋) |
| | 平成31年度税制改正の大綱 | 平成30年12月21日 | 消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の創設等を行う。このほか、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。 |

| 施策目標 | 測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標) | 基準(値) 【年度】 | 年度ごとの目標(値) | | | 目標(値) 【年度】 | 達成 (※3) | |
|--|---------------------------------|---|--|---|--------------------------------|--------------------------------|--|---|
| | | | 年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2) | | | | | |
| | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | | | |
| 地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること | 国と地方の税源配分の在り方の見直し | 1 国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標> | 国:地方 = 61.0:39.0 (平成27年度決算) 【平成28年度】 | 地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 | | | 地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 【令和元年度】 | □ |
| | | ② 歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標> | 地方税の割合 38.4% (平成27年度決算) 【平成28年度】 | 国:地方 = 60.5:39.5 (平成28年度決算) | 国:地方 = 61.5:38.5 (平成29年度決算) | 国:地方 = 61.7:38.3 (平成30年度決算) | | |
| | | 3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標> | 地方税計 最大値/最小値 2.5倍 (平成27年度決算) 【平成28年度】 | 地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 | 地方税の割合 38.8% (平成28年度決算) | 地方税の割合 39.4% (平成29年度決算) | | |
| | 地方税の偏在性が小さい地方税体系の構築 | 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標> | 地方税の偏在性が小さい地方税体系を構築する。 | 最大値/最小値 2.4倍 (平成28年度決算) | 最大値/最小値 2.3倍 (平成29年度決算) | 最大値/最小値 2.3倍 (平成30年度決算) | 税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。 【令和元年度】 | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------------|---|---|--|--|--|---|--|---|
| 住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること | 地域の実情に対応した政策を展開するため、地方税制度の改革 | 4 | 地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 ＜アウトプット指標＞ | 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 36項目 (平成29年度税制改正による導入数 13項目) 【平成28年度】 | 地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 | | | 地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 【令和元年度】 | イ |
| | | ⑤ | 地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し ＜アウトプット指標＞ | 74項目を見直し (うち10項目を廃止・縮減) (平成29年度税制改正) 【平成28年度】 | 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 38項目 (平成30年度税制改正による導入数2項目) | 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 38項目 (平成31年度税制改正による導入数0項目) | 地域決定型地方税制特例措置既存導入数 39項目 (令和2年度税制改正による導入数1項目) | | |

| | | | | | |
|------|---------------------------|--|--|--|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 (※4) | (各行政機関共通区分) | 相当程度進展あり | | |
| | | (判断根拠) | 測定指標2及び5は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。測定指標2及び5については、目標を達成した。その他の指標1、3及び4について、目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。 | | |
| | 政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析) | <p>＜施策目標＞「地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体系を構築すること」(測定目標1、2及び3に該当)</p> <p>→指標1「国・地方間の税源配分比率」について、令和元年度の実績値では地方が38.3%と平成28年度の基準値(39.0%)に比べ0.7ポイント低下している。これは平成28年度から平成30年度にかけての税収の増加幅が、国税の所得税より地方税の個人住民税の方が小さいことが主な要因であり、個人住民税では比例税率を採用していること、金融所得課税に係る税率が所得税(15%)より個人住民税(5%)は低いことにより、所得の伸びに対する税収の増加が相対的に小さいことによる。</p> <p>→指標2「歳入総額に占める地方税の割合」について、令和元年度の実績値では40.2%と平成28年度の基準値(38.4%)と比べ1.8ポイント増加している。これまで、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19～)、地方消費税の充実などに取り組んできたところであり、今後とも地方税の充実確保に努めてまいりたい。</p> <p>→指標3「地方税の都道府県別人口一人当たり収収額の最大値と最小値の比較」について、令和元年度の実績値では2.3倍と平成28年度の基準値(2.5倍)と比べ税源の偏在性が小さくなっている。これは、平成30年度税制改正において地方消費税の税収を最終消費地により適切に帰属させる観点から清算基準の見直しを行ったことにより、結果として、税源の偏在性が小さくなったことによる。また、令和2年度以降、地方消費税の税率引上げ、法人住民税法人税割の交付税原資化の拡大や、平成31年度税制改正において創設した特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の効果が発現することにより、税源の偏在性がさらに小さくなることが期待される。</p> <p>＜施策目標＞「住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること」(測定目標4及び5に該当)</p> <p>→指標4「地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組」については、平成24年度税制改正で導入された地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入数について、令和2年度税制改正においては累計で39項目と平成28年度の基準値(36項目)と比べ拡充が進んでいるものといえる。</p> <p>→指標5「地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し」については、令和2年度税制改正においては、既存の67項目について見直しを行った結果、23項目を廃止・縮減することとした。住民自治の確立に向けた地方税制度改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p> | | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | <p>・測定指標1、2及び3について、引き続き、税源の偏在性が小さく収収が安定的な地方税体系の構築に努めることとする。</p> <p>・測定指標4及び5について、引き続き、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施するよう努めることとする。</p> <p>・法定外税をはじめとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る自治体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、「法定外税や超過課税の導入団体及び件数」を次期測定指標として設定。(新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIと同じ指標として設定) (令和3年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p> | | | |
| | 令和3年度予算概算要求への主な反映内容 | 引き続き、税源の偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体系を構築し、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行うため、対前年度同額程度の要求を行うこととする。 | | | |
| | 税制、法令、組織、定員等への主な反映内容 | 特になし。 | | | |

| | |
|------------------|---|
| 学識経験を有する者の知見等の活用 | 令和2年3月及び7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、評価書の記述について御意見を頂いた。 |
|------------------|---|

| | |
|-------------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報 | 政府税制調査会 (https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/index.html) 税制改正(地方税) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html) |
|-------------------------------|--|

| | | | | | |
|---------|---------------|--------|-----------------|----------|--------|
| 担当部局課室名 | 自治税務局企画課 他5課室 | 作成責任者名 | 自治税務局企画課長 寺崎 秀俊 | 政策評価実施時期 | 令和2年9月 |
|---------|---------------|--------|-----------------|----------|--------|

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

※6 「地方税」とは、地方税法(昭和25年第226号)第1条第4号に規定する地方税をいう。